

資料

## 翻訳：「ベトナム文化遺産法」（2001年）， 同「修正法」（2009年）

訳者：白石昌也<sup>†</sup>・三田翔平<sup>†2</sup>

### Japanese Translation: 2001 Law on Cultural Heritage of Vietnam and 2009 Amendment Law, Supplementing Some Articles of the Law on Cultural Heritage

Translators: Masaya Shiraishi, Shohei Mita

訳者解説：ベトナムの文化遺産保護と法制（白石昌也）

#### 1. インドシナ戦争・ベトナム戦争期

1945年8月革命によって独立政権を樹立したホー・チ・ミンは、同年11月23日付で国家主席令65/SL号を布告した。文化遺産の保護に関する最初の法規文書であり、現在では同日が「ベトナム文化遺産の日」に指定されている<sup>1</sup>。同主席令は6条からなる短い文書である。その内容は、仏領時代のフランス極東学院を継承する組織として国家教育省の監督下に設立した「東方学院」（Dong Phuong Bac co vien）に、ベトナム全土の史跡保存の任務を委ねること、及び史跡の破壊や文書、資料の破棄を禁止することを規定したものである<sup>2</sup>。ただし、1946年末からベトミン勢力とフランスの

<sup>†</sup> 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授

<sup>†2</sup> 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科修士課程

<sup>1</sup> 2005年2月24日付政府首相決定36/2005/QD-TTg号によって、11月23日が「ベトナム文化遺産の日」に指定された。Bo Van hoa, The thao va Du lich Viet Nam（ベトナム文化、スポーツ、観光省）“Ngay hoi Di san Van hoa Viet Nam: Thap sang Ngon lua Di san Van Hoa trong Long Dan toc”（ベトナム文化遺産の日：民族の心に文化遺産の火を点す（<http://www.cinet.gov.vn/userfiles/file/2011/ngaydisan/index.html>））。

<sup>2</sup> “Sac lenh ss 65/SL: “An dinh nhien vu cua Dong Phuong Bac co Hoc vien”（ngay 23 thang 11 nam 1945）の概要は、前注に記したベトナム文化省記事に紹介されている。また、同文書の全文邦訳が、東京文化財研究所文化遺産国際協力センター「文化財保護関連法令データベース」にベトナム民主主義共和国暫定政府大統領「ベトナム東洋研究所の一定の責務を規定する1945年11月23日付布告No.65」のタイトルで掲載されている（<http://www.tobunken.go.jp/~kokusen/JAPANESE/DATA/LAWS/HTML/vietnam/vietn03j.html>）。これ以外にも、同センターの「文化財保護関連法令集（日本語）」（<http://www.tobunken.go.jp/~kokusen/JAPANESE/DATA/LAWS/HTML/index-j.html#asia>）；文化遺産国際協力センター「文化財保護関連法令データベース」（[http://www.tobunken.go.jp/~kokusen/JAPANESE/DATA/LAWS/PDF/index\\_pdf\\_2.html](http://www.tobunken.go.jp/~kokusen/JAPANESE/DATA/LAWS/PDF/index_pdf_2.html)）には、文化財保護に関するベトナムの主要な法規的文書類の邦訳が掲載されており参考になる。ただし、網羅的なものではない。また、それらの訳文はベトナム語原文からの直訳ではなく、英語版からの重訳であると推測される。なお、以上のデータベースに基づきつつ、ベトナムにおける関連法規の変遷を概観したものと、永井義美「ベトナム社会主義共和国における民族意識の変容：チャンパの文化遺産保護を中心に」埼玉大学大学院文化科学研究科博士論文、2009年3月、第II部（[sucra.saitama-u.ac.jp/modules/xoonips/download.php?file\\_id=4386](http://sucra.saitama-u.ac.jp/modules/xoonips/download.php?file_id=4386)）。

間にインドシナ戦争が勃発したために、この法規は実質的な効力を失ったと考えられる。

1954年にインドシナ戦争が終わり、同年7月のジュネーブ協定によってベトナムの国土が事実上南北に分断された。北部ベトナムの政権政党となったベトナム労働党は、1956年6月28日付で歴史的、文化的遺跡の保護に関する中央執行委員会通達38-TT/TW号を制定した<sup>3</sup>。インドシナ戦争の過程で破壊、放置された史跡類の復旧、修復、そして保護を規定している。戦闘による被害のみではなく、封建制の遺物であるという偏見に基づく破壊や、建設事業のための資材として史跡から石材が流用される事態にも注意を喚起している。

社会主義体制を取るベトナムでは、政権政党（当時は労働党、今日では共産党）がまず主要路線や方針を決定し、それに基づいて（必要ならば）国会や政府が関連する法規文書を制定する仕組みとなっている。この時も例外ではなく、1956年7月3日付で政府首相通達954-TTg号が制定された。その内容及び表現は、先の党中央執行委員会通達を、ほぼそのまま繰り返したものである<sup>4</sup>。

1956年に発出された以上の党と政府の通達は、これ以上の史跡の破壊や荒廃を食い止めるための緊急的な指示であって、非常に短い文書であった（双方ともに前文と3か条の具体的な指示からなる）。なお、この間の1955年に、従来の宣伝省が文化省に改組されたのに伴って、史跡管理の任務は、国家教育省から文化省に移管され、翌1956年には後者に「大衆文化、保存・博物館工作局」が新設された<sup>5</sup>。

ベトナム（実質的には北緯17度線以北の領域）における史跡や景勝地の保護、管理について規定する最初の体系的な法規文書は、ようやく1957年10月29日付で発出された。政府首相議定519/TTG号「旧跡の保存に関する規則の規定」である。第1目「一般的条項」、第2目「範疇」、第3目「収集と発掘」、第4目「保管」、第5目「修築と修繕」、第6目「歴史的価値を有する遺物の輸出」、第7目「顕彰と処罰」の合計で32条からなる<sup>6</sup>。同文書で明示的に保護対象と規定されるのは、「歴史的価値もしくは芸術的価値を有する不動産及び動産（地中もしくは水中に残る不動産及び動産を含む）、そしてベトナムの国土にある景勝名跡」である（第1条）。

なお、翌1958年1月には、以上の首相議定を補足する行政命令文書081-VG号が首相府から関係

<sup>3</sup> Bo Van hoa, The thao va Du lich Viet Nam (ベトナム文化、スポーツ、観光省) “55 nam Su nghiep Bao ton Bao tan” (保存・博物館事業の55年) (<http://www.cinet.gov.vn/ArticleDetail.aspx?articleid=19875&sitepageid=51>) に、「1956年6月28日、ベトナム労働党中央執行委員会は歴史的、文化的遺跡の保護に関して通達38-TT/TW号(Thong tu so 38-TT/TW)を各党部に送付した」とあるので、文書名はその記述に従った。同法規文書の全訳は文化遺産国際協力センターのデータベースにベトナム労働党中央執行委員会「史跡の保護に関する1996年6月28日付回状No. 38-TT/TW」のタイトルで収録されている(<http://www.tobunken.go.jp/~kokusen/JAPANESE/DATA/LAWS/HTML/vietnam/vietn04j.html>)。なお、邦訳のタイトルでは「1956年」とすべきところを「1996年」と誤記している。

<sup>4</sup> 前注に記したベトナム文化省記事は、「以上[の党文書]に続いて、1956年7月3日に政府首相が歴史遺跡の保護に関して、通達954-TTg号(Thong tu 954-TTg)を出し、区、省、市の行政委員会に送付した」と記す。この文書の全訳は、文化遺産国際協力センターのデータベースにベトナム民主主義共和国首相「行政命令No. 954-TTg: 史跡の保護について」のタイトルで収録されている。なお、同邦訳によれば、文書の送付先には、各地方の行政委員会のみならず、中央の関連官庁も含まれる。

<sup>5</sup> 注3に記した文化省記事。

<sup>6</sup> “Nghị định của Thủ tướng Chính phủ số 519/TTG, ngày 29 tháng 10 năm 1957: Quy định về bảo vệ Di sản Văn hóa” (<http://www.vietlaw.gov.vn/LAWNET/docView.do?docid=8060>).

官庁に送付された<sup>7</sup>。その内容は、史跡や観光地における工場や住宅、道路、灌漑設備、軍事施設などの建設、及びそれに必要な石材の調達に際して、文化遺産を損なうことがないように注意せよというものである。逆に言えば、軍事的、経済的な目的のために史跡や自然景観が破壊されたり、さらには寺院など建造物が取り壊されて建設資材に流用されたりする行為が、各地に見られたことを物語っている。

ただし、以上のような状況はその後あまり改善されず、さらにベトナム戦争が本格化した1960年代になると、ますます悪化したようである。1962年8月22日付の文書は<sup>8</sup>、史跡保存よりも軍事活動や生産活動を優先する風潮、(特にカトリック地区及び少数民族地区で)文化財を封建的な遺物として疎んじる態度を慎むべきことを、改めて指示している。

## 2. 南北再統一以降

1975年4月のサイゴン解放によって、ベトナム戦争が終結した。翌1976年7月に南北ベトナムが再統一され、国号がベトナム社会主義共和国、政権政党名がベトナム共産党に改められた。しかし、その後もしばらくの間は、1957年に制定された首相議定519号が、文化遺産保護の根本的法規として存続した。

ようやく1984年4月4日付で、「歴史的・文化的遺跡、及び景勝名跡の保護と利用に関する国家評議会法令」14-LCT/HĐNN7号が公布された<sup>9</sup>。前文、第1章「一般的規定」、第2章「歴史的・文化的遺跡及び景勝名跡の認定」、第3章「歴史的・文化的遺跡、及び景勝名跡の保護と利用」、第4章「顕彰と処罰」、第5章「最終条項」に分かれ、全部で27条からなる。法規の対象は、「歴史的・文化的遺跡」すなわち「歴史的、科学的、芸術的価値、並びに歴史的事件、文化、社会発展過程に関連する文化・科学的価値を有する建造物、地点、物体、資料、作品」、及び「景勝名跡」すなわち「景色の美しい、もしくは古く、美しい著名な建造物を有する地域」である(第1条)。

ちなみに、国家評議会は1980年憲法によって新設された機関である。従来の1959年憲法に規定されていた国家主席(大統領)と国会常務委員会を廃止し、その代わりとして両者の権限・機能を併せ持つ機関として設立された。つまり、国家評議会議長が大統領と国会議長の2つの役割を果た

---

<sup>7</sup> 同文書の全訳は文化遺産国際協力センターのデータベースに「首相府 No. 081-VG：史跡及び観光地の保存に関する行政命令 No. 519-TTg に関する首相府から閣僚への要請」のタイトルで掲載されている (<http://www.tobunken.go.jp/~kokusen/JAPANESE/DATA/LAWS/HTML/vietnam/vietn06j.html>)。

<sup>8</sup> 文化遺産国際協力センターのデータベースに「執行統治委員会会議からの1962年8月22日付通知 No. 19-TBの摘要：岩山の保存及び保護に関して」のタイトルで邦訳が掲載されている (<http://www.tobunken.go.jp/~kokusen/JAPANESE/DATA/LAWS/HTML/vietnam/vietn07j.html>)。該当文書のベトナム語名称を、管見の限り検索し得ない。文書の発出機関は、政府の機関ではなく、おそらく党中央執行委員会を指すのではないと思われる。

<sup>9</sup> “Phap lenh cua Hoi dong nha nuoc so 14-LCT/HĐNN7 ngay 04/04/1984 ve Bao ve va Su dung Di tich lich su, van hoa va Dan lam, Thang canh” (<http://thuvienphapluat.vn/archive/Phap-lenh/Phap-lenh-Bao-ve-su-dung-di-tich-lich-su-van-hoa-danh-lam-thang-can-1984-14-LCT-HĐNN7-vb36994t14.aspx>)。その全文邦訳は、文化遺産国際協力センターのデータベースに「歴史的文化的遺物及び名所旧跡の保護及び利用に関する布告、ハノイ、1984年3月31日ベトナム社会主義共和国国家評議会 No. 14 LCT/HDNN7」のタイトルで掲載されている (<http://www.tobunken.go.jp/~kokusen/JAPANESE/DATA/LAWS/HTML/vietnam/vietn01j.html>)。同文書は3月31日に制定され、4月4日に布告された。

す<sup>10</sup>。国家評議会が発出する「法令」(phap lenh)は、国会本会議(全体会合)が制定する「法律」(phap)よりは下位に位置づけられるが(実際には、しばしば「法律」を代行する法規として機能する)、立法府が制定する「議定」(ngghi dinh)よりは上位に位置づけられる。すなわち、1957年の首相議定519号に替わって、それよりも上位の1984年国家評議会法令14号として、文化遺産に関する法規が改めて制定されたこととなる。

なお、その後、1992年に発布された現行憲法では、国家評議会が廃止され、国家主席と国会常務委員会が復活した。現在では、国会本会議(全体会合)が「法律」(luat)を制定し、国会常務委員会が「法令」(phap lenh)を制定する。そして、「法律」と「法令」は国家主席の「令」(lenh)によって発布される。他方、「議定」(ngghi dinh)は政府会議(日本の閣議に相当)が制定し、政府首相は「決定」(quyet dinh)及び「指示」(chi thi)のみを発出する形に変わっている。ちなみに、以上の様々な種類の文書、さらにその他の国家機関(中央省庁、地方政府、最高裁判所など)が発出する指示や決定、通達、細目規定、ガイドラインなどを一括して、法規文書(phap luat)と総称する<sup>11</sup>。

### 3. 1998年党中央委員会決議

さて、1976年の南北統一後、ベトナムは1980年代半ばまで、統制的で内向的な社会主義建設路線を続けた。しかし、それはやがて行き詰まり、周知のとおり、1986年12月の第6回共産党全国大会で、市場経済化と対外開放を目指す刷新(ドイモイ)路線へと転換した。このような状況変化の中で、1984年に制定された国家評議会法令14号に代わる法規の策定が必要となった。

新たな指針は、まず共産党の文書として提示された。すなわち、1998年7月16日付で発出された第8期党中央執行委員会第5回会議決議「先端的で、民族の本色に深く根差したベトナム文化の建設と発展に関して」である<sup>12</sup>。

その第2部「文化の建設と発展の方向と任務」のI-5では、文化工作に対する党の基本的指針が、以下のように示されている。「民族の優れた美しい文化遺産を保存、発揮すること、社会主義的で新しい文化的価値を創造すること、それらの価値を社会全体及び個人々の生活に深く根づかせ、進歩的で文明的な心理と習慣とさせることは、困難に満ち、複雑で、長い時間を必要とする革命過程である。この過程において、『建設』を主としつつ[積極的な価値の]『建設』と[消極的な価値への]『対抗』を同時に進める。民族の貴重な文化的遺産を維持し発展させ、世界の文化的精華を吸収し、新たな価値を創造、醸成するとともに、旧習、悪習を排除する闘争を展開、堅持し、戦闘性を高めて、『和平演変』を遂行するために文化を悪用しようとする陰謀に対抗しなければならない」。

以上の文化政策一般の方向性においては、民族的な伝統文化や諸外国の文化のうち、積極的、良質

<sup>10</sup> 白石昌也『ベトナム：革命と建設のはざま』東京大学出版会、1993年、120頁。

<sup>11</sup> 渡辺英緒「法規文書の制定と運用」白石昌也編『ベトナムの国会機構』明石書店、2000年。

<sup>12</sup> 同文書はベトナム共産党のウェブサイトにて、第2部と第3部が転載されている。“Nghị quyết Hội nghị lần thứ năm Ban chấp hành trung ương Đảng (Khoa VIII), số 03-NQ/TW ngày 16 tháng 7 năm 1998: Về xây dựng và phát triển nền văn hóa Việt Nam tiên tiến, đậm đà bản sắc dân tộc (Trích)” ([http://123.30.190.43:8080/tiengviet/tulieuvankien/tulieuedang/details.asp?topic=168&subtopic=463&leader\\_topic=981&id=BT581157705](http://123.30.190.43:8080/tiengviet/tulieuvankien/tulieuedang/details.asp?topic=168&subtopic=463&leader_topic=981&id=BT581157705)).

な要素を継承、吸収するとともに、消極的、悪質な要素を排除、予防することが強調されている<sup>13</sup>。

次に、文化的遺産に関する基本的な方針については、II-4で以下のように記す。「文化遺産は価値をつけられないほど貴重な財産であり、民族共同体と固く結びつき、民族の本色〔民族の基本的な価値とアイデンティティー〕の根幹をなし、新たな価値を創造し〔国際〕文化交流を行うための基礎である。有形的文化と無形的文化の双方を含めて、(学識者と民間の)〔括弧原文のママ〕伝統的な文化と革命的な文化の諸価値を、保存、継承、発揮することを最大限に重視する」。

そして、第3部「文化の建設と発展のための主要な方法」は、II-1で関連法制の拡充について、次のように述べる。「文化領域における活動を調節する各法律、法令、〔その他の〕法規文書を作成する。すでに発布されている諸法律を、新たな情勢に適合するように補充する。民族文化遺産法、広告法、図書館法令などを作成すべく研究する。文化、文芸、マスコミの領域における顕彰、表彰に関する規則、(国内及び世界の)歴史的イベントや著名人に関する記念、街路名称への指定、彫像の建設に関する規則などを作成する」。

さらに、政策面については、II-2で次のように指摘する。「民族文化遺産の保存と発揮の政策は、有形と無形の文化の双方に向けられる。ベトナム族〔ベトナムの主要な民族、キン族とも言う〕と少数民族の伝統的文化(学識者の文化と民間の文化を含む)〔括弧原文のママ〕の点検、収集、整理を迅速に進める。歴史的・文化的遺跡、景勝名跡、〔伝統的な〕専門村落、伝統的な技能などを保存する。伝統的な各領域、技能における芸術家、有識者を厚遇する」。

以上の記述において注目すべき点は、(a)文化遺産を破壊から守り、保存するという従来から存在する主張のみではなく、さらに積極的に、その価値の発揮を奨励するという姿勢を明示したこと、(b)国際的な文化交流という視点を新たに付け加えたこと、そして(c)有形の文化遺産とともに無形の文化遺産(とその担い手)を保護、奨励の対象として明示したこと、(d)その際に「学識者」の文化やベトナム族の文化とともに、民間の文化や少数民族の文化(芸能、技能などを含む)にも関心を向けていることなどである。またさらに、(e)文化遺産に関する根本的法規を、従来の「法令」から「法律」に格上げする方針を提示した。

以上のような変化を促した重要な要因のひとつとして、複数のベトナム文化遺産(自然遺産を含む)がユネスコの世界遺産リストに登録されたことの影響を指摘できよう。世界文化遺産のリストには1993年にフエ史跡群が登録され、自然遺産のリストには1994年にハロン湾が登録された。さらに、党中央委員会の同上決議が出された翌年の1999年には、ホイアン旧市街とミーソン・チャム遺跡の2つが文化遺産リストに入れられた(ベトナム政府が登録を申請したのは、当然ながら1999年以前のことである)。

<sup>13</sup> 寺本実「1998年のベトナム：経済が伸び悩むなか、政治は引き締めへ」『アジア動向年報』1999年版、アジア経済研究所は、この中央委員会決議が発出された背景として、第1に、「さまざまな富や物質的要求を満たすことに力を注ぎ、汚職にまで走る党员・国家機関幹部・国民に対する引き締めである。『和平演変』(平和的手段による国家転覆)の余地とならねないこうした状況に対し懸念を抱いた当局が綱紀粛正に乗り出した」、そして、第2に「アジア経済危機など厳しい諸困難に直面している状況を乗り越えるために、幾多の戦争を乗り越えてきたベトナム国民の団結・ナショナリズムを喚起し、人民の力を動員しようとするためである」と指摘している。総じて、この決議を「文化重視、革命根拠地である農村重視姿勢を一層全面に出すなど、伝統重視の立場を取る保守派寄りの論調であった」と評価する。確かに、1998年時点でベトナムが置かれていた内外の状況に照らしてみれば、寺本の評価は正鵠を射ていると言えるが、その後の展開をも視野に入れると、1998年決議の意義を過小評価しているきらいがないわけではない。



また、無形文化遺産については、ユネスコ自身はその価値と保護の必要性に本格的な関心を示し始めるのは、さほど古いことではなく、1990年代初めのことであった。しかも、それへの取り組みを試行的に具体化する最初の対象国として、他ならぬベトナムを選択した。すなわち、1994年にハノイとフエにおいて、ユネスコ、そしてベトナムや日本、フランスの研究者、専門家が参加する無形文化遺産に関する会合が開催された。その後の展開について簡単に触れれば、ユネスコが「無形文化遺産を保護するための条約」を採択したのは2003年10月のことであり<sup>14</sup>、それに基づいてユネスコの無形文化遺産リストにフエ雅楽宮廷音楽（ベトナム政府からの申請年は2003年）と中部高原青銅ゴング文化空間（申請年は2005年）が登録されたのは2008年のことであった<sup>15</sup>。参考までに、世界遺産に登録されたベトナムの有形、無形文化遺産のリストを、以下に付す。

世界遺産リストへの登録は、対外的に見れば、ベトナムの伝統的文化の価値や意義に関して国際的認知を獲得することを意味し、そのことはベトナム民族、国家の国際的威信の上昇につながる。また、国内的に見れば、「民族の本色」を強調する党・政府の政策の正当性を高めるのみならず、当該する文化遺産やそれが所在する地方と関係者の社会的地位や名声の拡大にもつながる。しかも、市場経済化、対外開放が進展する中で、ユネスコ世界遺産というブランドが観光資源としての付加価値を飛躍的に高めもする。これらのことは反面、世界遺産としての認定をめぐる、国内的には地方間や関係機関、組織間の競争が激化し、対外的には諸外国のライバル案件に対して優位に立つための努力や工夫が不可欠となることをも意味している<sup>16</sup>。

このような状況に対処するために、文化遺産に対する国家管理や関係機関、組織、個人の権限と責任を明確化し、そしてそれらを「法律」として体系化することが、国内的にも対外的にも焦眉の課題となったのである。

#### 世界遺産に登録されたベトナムの有形、無形文化遺産のリスト

##### 文化遺産

フエ史跡群 Complex of Hue Monuments (1993)

ホイアン旧市街 Hoi An Ancient Town (1999)

ミーソン・チャム遺跡 My Son Sanctuary (1999)

ハノイ・タンロン皇城中心域 Central Sector of the Imperial Citadel of Thang Long-Hanoi (2010)

ティンホア・ホー王朝城址 Citadel of the Ho Dynasty (2011)

##### 自然遺産

ハロン湾 Ha Long Bay (1994)

<sup>14</sup> “Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage 2003”, Paris, 17 October 2003 ([http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL\\_ID=17716&URL\\_DO=DO\\_TOPIC&URL\\_SECTION=201.html](http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=17716&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html)).

<sup>15</sup> Oscar Salemink, “Appropriating Culture: the Politics of Intangible Culture Heritage in Vietnam”, in Hue-Ham Ho Tai and Mark Sidel eds., *State, Society and the Market in Contemporary Vietnam: Property, Power and Values*, Routledge, London and New York, 2013.

<sup>16</sup> この点に関して、Salemink, *op. cit.* が興味深い議論を展開している。

フォンニャー・ケーバン国立公園 Phong Nha-Ke Bang National Park (2003)

無形文化遺産

フエ雅楽宮廷音楽 Nha Nhac, Vietnamese Court Music (2008)

中部高原青銅ゴング文化空間 Space of Gong Culture (2008)

カーチュー歌謡 Ca tru singing (2009)\*

バクニン省クアンホー民謡 Quan ho Bac Ninh folk songs (2009)

ハノイ・フードン及びソク寺院ゾーン祭礼 Giong festival at Phu Dong and Soc temples (2010)

フート省ソアン新春祭礼歌 Xoan singing of Phu Tho province (2011)\*

暫定的リスト (Tentative List) に提出された遺産

フオンソン自然景観・史跡群 Huong Son Complex of Natural Beauty and Historical Monuments (1991)

バーベー湖 Ba Be Lake (1997)

サパ刻印岩地区 The Area of Old Carved Stone in Sapa (1997)

カットティエン国立公園 Cat Tien National Park (2006)

コンモーン洞窟 Con Moong Cave (2006)

チャンアン景観群 Trang An Scenic Landscape Complex (2011)

カットバー諸島 Cat Ba Archipelago (2011)

注) カッコ内は登録年。

\*は「緊急の保護を必要とする無形文化遺産リスト」に登録。

出所：文化遺産，自然遺産については，UNESCO, “Vietnam: Properties inscribed on the World Heritage List” (<http://whc.unesco.org/en/statesparties/VN/>).

無形文化遺産については，UNESCO, “Viet Nam: Information related to Intangible Cultural Heritage” (<http://www.unesco.org/culture/ich/index.php?lg=en&pg=00311&cp=VN>).

暫定的リストに提出された遺産については，UNESCO, “Vietnam: Properties submitted on the Tentative List” (<http://whc.unesco.org/en/statesparties/VN/>).

#### 4. 文化遺産法の制定

共産党中央による以上の方針提起に基づいて、「ベトナム文化遺産法」の策定作業が文化・情報省を中心として開始された。そして，2001年6月29日に第10期国会第9回全体会合で採択され，同年7月12日付の国家主席令による発布を経て，翌2002年1月1日から効力を発生した。すなわち，無形文化遺産に関するユネスコ条約が成立するのに先んじて，ベトナムでは文化遺産（自然遺産や無形文化遺産を含む）に関する国家法が制定されたこととなる。

以下に掲載する邦訳に示すとおり，「文化遺産法」は前文，及び第1章「一般的な規定」，第2章「文化遺産に対する組織・個人の権利及び義務」，第3章「無形文化遺産の価値の保護及び発揮」，第4章

「有形文化遺産の価値の保護及び発揮」(項目1:歴史的・文化的遺跡,景勝名跡;項目2:遺物・古物・国宝;項目3:博物館),第5章「文化遺産に関する国家管理」(項目1:文化遺産に関する国家管理の内容及び国家管理機関,項目2:文化遺産の価値を保護し発揮する活動の[ための]資源;項目3:文化遺産に関する国際協力;項目4:文化遺産に関する監査,及び訴願,告発の処理),第6章「顕彰及び違反処理」,第7章「施行条項」に分かれ,全部で74条からなる。

各章のタイトルからも明らかなどおり,先の1998年党中央委員会決議で提起された主要な要素をほぼ網羅している。とりわけ,国際交流,及び無形文化遺産に関して多くのスペースが割かれている。さらに,各条文を具体的に吟味すれば,文化遺産としての国内的認定やユネスコ世界遺産への申請に関する規定,民間文化や少数民族文化に対する目配り,醇風美俗の保護,発揮と有害な旧習,悪習の排除などに関する記述などを見出し得る。

国会で法律が制定されると,それを施行するための細則やガイドラインなどが,政府会議,首相,関係官庁の文書として策定されるのが一般的である。文化遺産法に関しても,政府会議レベルの文書として,例えば2002年11月11日付で政府議定92/2002/ND-CP号「文化遺産法の若干の条項の施行細則の規定」<sup>17</sup>,2005年7月8日付で政府議定86/2005/ND-CP号「水中の文化遺産の管理と保護に関する議定」<sup>18</sup>などが制定されている。さらに,主務官庁である文化・情報省の文書として,例えば2003年2月6日付の文化・情報省大臣決定05/2003/QD-BVHTT号「歴史的,文化的遺跡と景勝名跡の保管,補修,復元の規則施行に関して」<sup>19</sup>などが,また関連官庁の文書として,例えば2007年3月14日付の財務省通達20/2007/TT-BTC号「[一般的な]建造物の改造,建築に際して考古学的調査,発掘を実施するための予算の立案,経費の交付,管理,利用ガイド」<sup>20</sup>などが発出されている。

そしてさらに,以上のような行政府による施行細則の制定のみでは対応しきれないような変更や追加が必要になった時には,国会本会議によって当該法律を訂正,補足する法律が改めて制定されることとなる。すなわち,2009年6月18日に第12期国会第5回全体会で「文化遺産法の若干の条項を修正・補充する法律」が採択された(以下,修正法と呼ぶ)。以下に掲載する邦訳に示すとおり,修正,補充箇所を箇条書きにした文書である。

つまり,2001年「文化遺産法」は現在でも基本的に有効な法律として存続しており,ただ2009年「修正法」において変更された箇所のみが効力を失って,後者の記述に差し替えられたのである。

主要な修正点の一つは,文化遺産の保護,管理を担当する主務官庁が,従来の文化・情報省から,

<sup>17</sup> “Nghị định của Chính phủ số 92/2002/ND-CP ngày 11 tháng 11 năm 2002: Quy định Chi tiết Thi hành một số Điều của Luật Di sản Văn hóa” (<http://thuvienphapluat.vn/archive/Nghi-dinh-92-2002-ND-CP-chi-tiet-thi-hanh-Luat-Di-san-van-hoa-vb50191.aspx>).

<sup>18</sup> “Nghị định số 86/2005/ND-CP ngày 08 tháng 7 năm 2005 của Chính phủ về Quản lý và Bảo vệ Di sản Văn hóa dưới nước” ([http://taisancong.mof.gov.vn/portal/page/portal/cqlcs/3232374/plqlk?page=2&m\\_action=2&s\\_action=2&p\\_maVanBan=59331](http://taisancong.mof.gov.vn/portal/page/portal/cqlcs/3232374/plqlk?page=2&m_action=2&s_action=2&p_maVanBan=59331)).

<sup>19</sup> “Quyết định của Bộ trưởng Bộ Văn hóa-Thông tin số 05/2003/QĐ-BVHTT ngày 06 tháng 02 năm 2003 về việc Ban hành Quy chế Bảo quản, Tu bổ và Phục hồi Di tích Lịch sử-Văn hóa, Danh lam Thắng cảnh” ([http://vbqpl.moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View\\_Detail.aspx?ItemID=14015](http://vbqpl.moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=14015)).

<sup>20</sup> Bộ Tài chính, “Thông tư số 20/2007/TT-BTC ngày 14 tháng 03 năm 2007: Hướng dẫn việc lập dự toán, cấp phát, quản lý, sử dụng chi phí tam do, khai quật khảo cổ khi cải tạo, xây dựng công trình” ([http://vbqpl.moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View\\_Detail.aspx?ItemID=14015](http://vbqpl.moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=14015)).



2007年7月の第12期国会第1回全体会合の決議によって、文化・スポーツ・観光省に改編されたことに起因する<sup>21</sup>。中央省庁の改編に連動して、地方レベル担当部局の名称なども変更された。

それ以外の修正点として目につくのは、表現や定義が従来あいまいであった箇所について、より具体的、明確に規定し直したケースである。また、文化遺産の認定に関する手続きや権限者の役割をより子細に規定したり、文化遺産を管理、監督する立場にある担当機関と、文化遺産を実際に所有、保管、利用している機関、組織、個人の間関係をより明確にしたりするケースも注目される。実際の運用に当たって、種々の問題が発生した経緯を踏まえたものであろうか。

## 5. 邦訳の説明

以下に掲載する訳文は、2001年の「文化遺産法」と2009年の「修正法」の全文を、ベトナム語原文から訳出したものである<sup>22</sup>。

2001年「文化遺産法」については、すでに東京文化財研究所文化遺産国際協力センターのデータベースに、英語版からの重訳が掲載されている<sup>23</sup>。しかし、ベトナム語の原文から新たに訳出したこと、及び「文化遺産法」のみならず、同時に「修正法」をも併載したことに、独自の意義が存在すると判断する。

### 【補記】

本稿の完成後、2001年「ベトナム文化遺産法」のベトナム語原文からの全訳が、西野範子訳「全訳 ヴェトナムの新文化遺産法」のタイトルで、『東南アジア埋蔵文化財通信』第6号、2002年7月；同、第7・8号（合冊）、2004年1月に連載されていることを知った。ただし、2009年「修正法」の邦訳は掲載されていない。

<sup>21</sup> 寺本実・荒神衣美「2007年のベトナム：高成長を維持しつつ、2011年に向けた体制を構築」『アジア動向年報』2008年版、アジア経済研究所。単純化して言えば、従来の文化・情報省が2分割され、一方が観光部局と合体して文化・スポーツ・観光省となり、他方が通信部局と合体して情報・通信省となった。ちなみに、文化関係の省庁は、従来から統廃合と再分割をしばしば繰り返してきた。

<sup>22</sup> 訳出に当たっては、Thu vien Phap luat (法規文書電子図書館) からダウンロードした以下のバージョンに依拠した。2001年文化遺産法：“Luat Quoc hoi nuoc Cong hoax a hoi chu nghia Viet Nam so 28/2001/QH10 ve Di san van hoa”, Hanoi, ngay 29 thang 6 nam 2001 (<http://thuvienphapluat.vn/archive/Luat-di-san-van-hoa-2001-28-2001-QH10-vb47926.aspx>) ; 2009年修正法：“Luat sua doi, bo sung mot so dieu cua Luat Di san van hoa cua Quoc hoi khoa XII, ky hop thu 5”, so 32/2009/QH12, Hanoi ngay 18 thang 6 nam 2009 (<http://thuvienphapluat.vn/archive/Luat/Luat-di-san-van-hoa-2009-sua-doi-32-2009-QH12-vb90620t10.aspx>)。さらに、訳文の検討段階で、次の刊行版をも参照した。Luat Di san van hoa nam 2001 duoc sua doi, bo sung nam 2009, Nha xuất bản Chính trị Quốc gia, Hanoi, 2011。これは、前半に2009年修正法の全文を載せ、後半に「修正、補足された2001年文化遺産法」(修正文化遺産法と略称)の全文を載せている。「修正文化遺産法」とは、2001年のオリジナル条文のうち、2009年修正法によって変更された部分の記述を差し替えたもので、これが要するに文化遺産に関する現行の根本的法規になる。

<sup>23</sup> ヴェトナム社会主義共和国「文化遺産に関する法律」(<http://www.tobunken.go.jp/~kokusen/JAPANESE/DATA/LAWS/PDF/VietNam/vtnm02j.pdf>)。